

浅口市地域応援商品券・食事券取扱加盟店用マニュアル

1. 商品券が利用できないもの

次の項目に該当する商品・サービスには商品券を使用できません。

- (1) 出資や債務の支払い（金融商品の購入や振込手数料等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手・官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこの購入
- (4) 土地や家屋の購入、家賃、地代、駐車場代等の不動産にかかる支払い
- (5) 事業活動に伴った原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入
- (6) 現金への換金、金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業にかかる支払
- (8) 国や地方公共団体への支払い（税金、水道代、公共料金）
- (9) 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わるもの、公序良俗に反するもの

2. 商品券・食事券 受取時の注意点について

次の場合は、商品券・食事券を受け取らないでください。

- (1) 明らかに偽造・複写だと判断されるとき。
※色合い・デザイン・大きさが違う、「COPY」が浮き出ている、連番がすべて同じ番号等。（昨年実施したプレミアム付商品券は受け取らないでください！※額面が500円のもの）
※明らかに偽造・複写であるものについては、換金できませんので、受け取りを拒否してください。
- (2) 使用済の商品券・食事券（ミミが切り取られているもの、裏面に他の取扱加盟店名が記入されているもの）
- (3) 1度に多量の商品券を使用しようとしたとき。
※一度に100枚（10万円分）を超えるような枚数を使用する場合は、市役所に確認をとるようお願いします。（土日祝の場合は受け取りを控えるようお願いします。）（商品券の転売・譲渡を禁止しているため、一家族が10人分を超えるような使用をすることはないと考えられるため。）
※上記(1)(2)の事例が発生した場合は、速やかに浅口市企画財政部秘書政策課（44-9013）まで、ご連絡ください。（土・日・祝日等連絡がつかない場合は、いったん受け取りを保留してください）

3. 換金手続きについて

(1) 金融機関の窓口へ行く前に

①取扱加盟店は、お客さまから受け取った商品券・食事券の裏面に加盟店名等を記入してください。

②受け取った商品券・食事券はミミ（右上の角）を切り取って使用不可にしてください。（使用済商品券・食事券）

③商品券及び食事券換金（入金）依頼書に必要事項を記入してください。

※食事券・商品券両方の登録加盟店につきましては、食事券・商品券を併せて一度に換金申込みしていただけます（券種を分ける必要はありません。）

(2) お取引先の金融機関の窓口には

【登録申請書並びに取扱加盟店証明書】 【使用済商品券及び食事券】 【商品券及び食事券換金（入金）依頼書】 を登録金融機関にご持参ください。

※使用済み商品券又は食事券併せて100枚を超える場合は、100枚ごとを一括りにまとめていただくようお願いいたします。

※登録金融機関の窓口以外での商品券等の受渡しは出来ませんのでご注意ください。

※換金依頼書提出時には控えが交付されます。入金を確認できるまで、保管しておいてください。

○換金（入金）依頼書は、前もって必要事項を記入し、数枚コピーして使用すれば便利です。（金融機関の窓口には持参時に押印と換金枚数の記入をお願いいたします。）

(3) 換金額の入金について

◆お取引先の金融機関が換金受付後、約1か月程度で取扱加盟店の指定口座に入金されます。

◆お取引先の金融機関では、現金での換金はいりません。（後日振込されません。）

◆令和3年1月29日（金）までの換金申請手続きをお願いいたします。

令和3年1月30日（土）以降の換金手続きはいかなる理由があろうとも、受付できませんので、必ず、期日までに換金の手続きをしてください。

4. 感染症予防対策について

募集要項(取扱加盟店の責務)に記載してある感染症予防対策を必ず講じていただき、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

来客用アルコール消毒液等の設置や、室内の定期的な換気、ドアノブ・スイッチ・手すり等共用で使うものの消毒・清掃、従業員の手洗い・手指の消毒・マスクの着用、従業員の体調管理など感染症予防対策の徹底に努めること。